

第 1 回第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 会議録

日 時 : 令和元年 11 月 21 日 (木) 午後 3 時 45 分より
場 所 : 船橋市役所 本庁舎 9 階 第 1 会議室
出 席 : 19 人 (委員 8 人の欠席あり)
傍 聴 者 : 0 人

議事

- ①委員長・副委員長の選出
- ②第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨
- ③船橋市障害児者の状況
- ④今後の計画策定委員会の進め方について

<配付資料>

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 資料 1 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱
- ・ 資料 2 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画について
- ・ 資料 3-① 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書 (抜粋)
- ・ 資料 3-② 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書 (自由筆記抜粋)
- ・ 第 3 次船橋市障害者施策に関する計画
- ・ 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書
- ・ 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書概要版

開会

事務局（計画係長）

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 1 回第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、まず第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員の委嘱状の交付を行います。次に委員の紹介を行い、その後、本日の議事に入ります。

まず委嘱状の交付でございますが、市長は用務により欠席とさせていただいております。健康福祉局長の伊藤誠二が代わりまして委嘱状を交付させていただきますことをご了承願います。

それでは委員を代表しまして、名簿の一番上に記載されている委員であります清水博和委員に委嘱状をお渡ししたいと思います。」

健康福祉局長

「委嘱状、清水博和様。第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員を委嘱します。令和元年 11 月 21 日。船橋市長松戸徹。

よろしく願います。」

事務局（計画係長）

「皆様方の委嘱状は、お手元に置かせていただいております。健康福祉局長の伊藤誠二よりご挨拶を申し上げます。」

健康福祉局長

「健康福祉局長の伊藤でございます。皆様におかれましては、日頃より船橋市の障害者施策につきまして、ご尽力、ご協力等いただきましてありがとうございます。また今回におきましては、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員をお引き受けいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

このあと事務局より説明があると思いますが、現在は第 3 次計画を行っておりますが、こちらの計画が令和 2 年度末で終了しますので、このたびは新たに第 4 次計画を策定ということで、お願いしたところでございます。

さて、令和の時代になり、平成の時代を振り返ってみますと、障害者の施策でも大きな変化があったと理解しております。まず支援費制度が導入されたことに伴いまして、措置制度から契約制度へと変わりました。こちらは障害者の皆様が、ご自分でサービスを選べるという制度になったところでございます。

また国の法律では、平成 25 年に障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の制定、そして障害者雇用促進法の改正などが行われました。また平成 26 年には、障害者権利条約が国でも批准され、国内の法整備も大きく進んだというふうに考えています。

また本市におきましても、地域共生社会を目指しましてさまざまな施策を行ってまいりました。本年度につきましては、障害のある方の緊急時の対応として、地域生活支援拠点事業を開始したほか、災害時に視聴覚障害の方に対して、援助をなるべく受けやすくするように災害時支援用バンダナの配布を行なったところでございます。

このようなことを踏まえまして、第 3 次計画から変化の点もでございます。こちらもお留意いただきまして、計画の策定に当たりましては忌憚のないご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いします。」

事務局（計画係長）

「伊藤でございますが、公務の関係で本日はここで退席させていただきます。」

健康福祉局長

「よろしくお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「次に、発言される際の留意事項をお知らせします。発言の際は、マイクのトークボタンを押してスイッチを入れていただき、終わりましたらボタンを押してスイッチをお切りください。またご発言の際には、お名前を最初におっしゃってください。それでは、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。事務局左側、池田則子委員より時計回りで所属とお名前をお願いいたします。」

池田則子委員

「皆様、こんにちは。ロンの家福祉会の池田則子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。」

泉委員

「さざんか会のまるの泉です。どうぞよろしくお願いいたします。」

阿部朋子委員

「このたび公募委員に選ばれました、阿部です。よろしくお願いいたします。」

堤委員

「同じく公募委員に選ばれました、堤でございます。よろしくお願いいたします。」

山田委員

「NPO 法人ちば MD エコネットの山田です。よろしくお願いいたします。」

杉井委員

「船橋障害者自立生活センターの杉井です。よろしくお願いいたします。」

住吉委員

「船橋市地域活動支援センターの住吉と申します。よろしくお願いいたします。」

清水委員

「基幹相談支援センターふらっと船橋の清水と申します。よろしくお願いいたします。」

鈴木委員

「千葉県福祉援護会誠光園の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。」

布施委員

「植草学園短期大学の布施と申します。どうぞよろしくお願いいたします。」

小松委員

「同和会千葉病院の小松と申します。自立支援協議会の会長も務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。」

赤井委員

「船橋歯科医師会の赤井と申します。よろしくお願いいたします。」

阿部義徳委員

「船橋市教育委員会総合教育センターの阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。」

井上委員

「県立船橋特別支援学校の井上と申します。よろしくお願いいたします。」

大山委員

「船橋市立船橋特別支援学校の大山と申します。よろしくお願いいたします。」

丸山委員

「船橋市社会福祉協議会の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。」

池田健委員

「船橋市手をつなぐ育成会の池田です。よろしくお願いいたします。」

原委員

「船橋市福祉サービス公社の原と申します。よろしくお願いいたします。」

相原委員

「船橋北病院の敷地内にありますひまわり苑の相原と申します。よろしくお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「それでは、議事事項に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。お手元に資料のご準備をお願いいたします。お持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。では、確認をさせていただきます。

まず、次第と席次表、委員名簿。次に、資料 1、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱、資料 2、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画について、資料 3－①と②がそれぞれ A3 でございます。船橋市障害者施策に関する意識調査報告書（抜粋）。それと、黄色い冊子で第 3 次船橋市障害者施策に関する計画、次に白い冊子で船橋市障害者施策に関する意識調査報告書の概要版、最後に青い冊子になります船橋市障害者施策に関する意識調査報告書。資料、不足されている方いらっしゃいますか。

では、本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名を公表することとなっております。本日の出席委員についてでございますが、27 名中 19 名の出席をいただいておりますので、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますこ

とをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議公開取り扱い基準第 3 条の規定により、傍聴者の定員は 5 名となつてございますが、本日の傍聴はございません。

本日の委員会でございますが、会場の都合で午後 5 時までには終了させなければなりませんので、短い時間の中となりますが、議事の円滑な進行についてご協力をお願いいたします。

なお、本来であれば委員長により議事の進行をしていただくところではありますが、委員長が選出されるまでの間、事務局が議事を進行させていただきます。」

議事①委員長・副委員長の選出

事務局（計画係長）

「それでは、本日の議事事項に入ります。最初に議事事項①委員長・副委員長の選出についてでございます。第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第 4 条の規定に基づき、委員の互選によることになります。どなたかご推薦はございませんか。」

清水委員

「学識経験の豊富な植草学園短期大学の布施委員を推薦したいと思います。」

事務局（計画係長）

「ありがとうございます。ただいま布施委員を推薦するご発言がありました。ご承認いただけるようであれば、拍手をお願いいたします。」

【拍手】

事務局（計画係長）

「ありがとうございます。それでは布施千草委員を当委員会委員長に選任することを決定いたしました。一言、就任のご挨拶をお願いいたします。」

布施委員長

「ただいま委員長に推挙されました布施でございます。どうぞよろしく申し上げます。不慣れではありますが、船橋市に生活されている障害を持つ方々の生活が、将来を見据えたものになりますよう、皆様のご意見を生かしながら、より良いものになるように努めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほ

どお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。」

事務局（計画係長）

「布施委員長、ありがとうございました。それではここで、布施委員長と議事の進行を交代させていただきます。よろしくお願いいたします。」

布施委員長

「それでは、副委員長の選出でございます。第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第4条の規定に基づき、委員の互選によることになります。どなたかご推薦はございますか。」

鈴木委員

「自立支援協議会の会長を務めていらっしゃいます、医療法人同和会千葉病院の小松委員を推薦したいと思います。」

布施委員長

「ありがとうございます。ただいま、小松委員を推薦するご発言がありました。ご承認いただけるようであれば、拍手をお願いいたします。」

【拍手】

布施委員長

「ありがとうございます。それでは、小松尚也委員を当委員会副委員長に選任することを決定いたしました。一言、ご挨拶をお願いいたします。」

小松副委員長

「小松でございます。自立支援協議会の会長をやらせていただいております。引き続き布施委員とともにこの策定委員会で、さまざまな障害者福祉施策に関わらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。」

布施委員長

「ありがとうございます。よろしくお願いいたします。」

議事②第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨

布施委員長

「次に、議事②第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「資料 2 を使用して今回の計画の策定趣旨を説明させていただきますので、お手元にご用意をお願いいたします。」

資料 2、第 4 次船橋市障害者施策に関する計画についての 1 ページ。1、計画策定の趣旨・位置づけの部分をご覧ください。本計画は障害者基本法第 11 条 3 項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障害のある人のための施策の最も基本的な計画となります。障害者基本法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的とされております。

障害者基本法に基づく本市の障害者計画においても同様の基本理念を掲げてございまして、そのような社会を実現するため、本計画において取り扱い分野としては生活支援、保健・医療、教育・文化芸術活動等、多岐にわたっております。

今回、新たに策定する第 4 次船橋市障害者施策に関する計画につきましては、現行計画である第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の期間が平成 27 年度から令和 2 年度までとなっておりまして、来年度をもってその期間が満了することを受けて、現計画を引き継ぐ計画の策定を行うものであります。

また、障害福祉に関する計画はもう 1 つございまして、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制確保を目的として、サービス量の見込みなどを定めた船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画の上位計画として位置づけられております。そのほか、国の障害者基本計画や船橋市総合計画、船橋市地域福祉計画など、上位計画との整合を図りながら策定いたします。

次に、中段にございます 2 の計画期間をご覧ください。計画の期間は、令和 3 年度から 8 年度までの 6 年間となります。表ですと、黒い矢印の部分になります。障害福祉に関するもう 1 つの計画であります船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画がその下にございまして、3 カ年計画となっております。計画の整合性を図ることによって、両計画の一体的な実施を図ってまいります。

続きまして 2 ページの 3、計画の構成についてをご覧ください。全体の構成としましては、国の第 4 次の障害者基本計画と、第 3 次船橋市障害者施策に関する

る計画をもとに、総論と各論の 2 部構成で考えております。

総論は、計画策定の主旨、障害者手帳所持者数など障害のある人の現状、基本理念、重点課題、推進体制から構成します。

各論では、本計画の基本理念である障害の有無にかかわらず、自分らしく地域で共に暮らせる社会の実現を目指して、本市が行っていくべき具体的な施策を整理して示してまいります。

本計画は、障害のある人が、地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画となっており、その領域は福祉サービスのみならず、保健・医療、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション及び文化活動、福祉の町づくり、防災対策など幅広い分野に渡っており、7 つの章から構成されます。

引き続き、3 ページの 4、計画策定体制についてをご覧ください。第 4 次船橋市障害者施策に関する計画、本計画は本日お集まりいただいております船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、公募委員で構成される第 4 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会と庁内における計画の検討の場であり第 4 次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会の 2 つの委員会を設置し、検討を進めてまいります。

内部組織の庁内検討委員会には、検討部会というものを置き、庁内検討委員会、検討部会で検討した計画案を策定委員会に提出し、策定委員会において協議を行っていただき、計画を策定するという段取りとなります。

議事②計画策定主旨についての説明は以上でございます。」

布施委員長

「ただいまの説明について、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。質問がないようであれば、次に進みます。」

議事③船橋市障害児者の状況

布施委員長

「議題③船橋市障害児者の状況について、事務局から説明をお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「資料 2 の 4 ページから説明させていただきます。本市における障害児者の状況でございます。まず障害者手帳所持者の人数ですが、2018 年度、平成 30 年度末時点で、身体障害者手帳の所持者数が 1 万 5913 人。療育手帳所持者数が 3,473 人。精神障害者保健福祉手帳所持者数が 4,859 人となっております。」

それぞれ見ていきますと、4 ページの上に記載がございます①の身体障害者手帳につきましては、視覚、聴覚、肢体、心臓機能や腎臓機能などに障害があり、日常生活に支障がある方を対象としております。

グラフは、年齢で 3 階層にしてございます。65 歳以上の方が約 7 割を占めておりますが、2015 年度から 2018 年度までの総数の推移を見ますと、横ばいとなっております。

同じく 4 ページの下、②の療育手帳につきましては、知的障害の手帳となりまして、千葉県では知能指数（IQ）がおおむね 75 以下の方で、その多くは発達期にあらわれるものと考えられております。2015 年度から 2018 年度までの総数の推移を見ますと、微増となっております。

続きまして 5 ページ。③の精神保健福祉手帳につきましては、精神障害の手帳となりまして、統合失調症、躁うつ病などの精神障害のため、長期にわたり日常生活・社会生活に制約のある方を対象としています。

グラフを見ますと、20 歳から 64 歳の方が多くなっています。また、2015 年と比べ手帳所持者数が増加しており、2015 年度から 2018 年度までの間で約 28 パーセントの伸びが見られます。

続きまして 6 ページをご覧ください。6 ページでは、医療費の助成制度の受給者証所持者数となります。①自立支援医療（精神通院医療）の受給者証所持者数につきましては、2018 年度末で 8,561 人となっています。精神疾患の治療で通院中の方に対して医療費の一部を助成する制度で、先ほどの精神障害者保健福祉手帳と同様に増加傾向にございます。

続きまして、②指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数につきましては、2018 年度末で 4,120 人となっております。こちらは発病の原因が明らかではなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病で長期にわたり療養を必要とするもののうち、国が定めた基準に該当する疾病に対し、医療費の一部を助成する制度となります。本市における受給者数は、近年はおおむね横ばいとなっております。

全体的な傾向といたしましては、手帳所持者数も医療費の助成制度の受給者証所持者数も増加傾向にあり、今後も増加する見込みとなっております。

続きまして、A3 の横に大きくなる資料なのですが、資料 3-①船橋市障害者施策に関する意識調査報告書（抜粋）をご用意ください。こちらは本日お配りしております船橋市障害者福祉施策に関する意識調査報告書を一部抜粋したものとなっております。

実際に意識調査、アンケート調査の結果なのですが、アンケートについては白い冊子にすべての項目が載っております。青い冊子が概要版となっております。その中からさらに抜粋したものが、資料の 3-①と②となっております。

す。本市の障害のある方が、日頃どのようなことで困っているのか、障害者の施策に対してどのようなことが必要だと思っているかなどについての調査報告となります。

資料 3-①の内容を見ていきますと、まず②支援者亡き後の生活への不安と③主な支援者についてでございますが、すべての障害種別において主な支援者はやはりご家族であり、支援者の亡き後、身の回りの支援や援護をしてくれる人がいるかについての不安について、不安に思っている方が多くなっております。また、身体障害者と知的障害者は、財産管理や契約などの手続きについて不安に感じている方も多く、精神障害者については、収入面に対する不安が最も多い結果となっております。

少し飛びまして⑦社会全体のバリアフリー化を進めるために重要だと思うことについては、すべての障害種別において障害や病気への正しい理解と啓発活動が最も多い回答となっております。

続きまして⑧障害のある人への理解を深めるために、障害者自身がどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思うかについては、障害者差別対象法等、障害のある人の人権に関する法律や制度への理解を深めること、職場においても自分の能力や個性を生かして仕事をしていくこと、まちづくりや地域づくり等に障害のある人の視点を反映できるようにしていくこと、といった回答が見られました。

あわせて下の段になりますが、⑮障害のある人に対する市民の理解がどの程度あるかについては、理解されていると感じている人より、理解されていないと感じる人のほうが多い結果となっております。

障害種別ごとの傾向についてですが、資料 3-②をご覧ください。それぞれの分野ごとの自由筆記欄に書かれていたことを抜粋してございます。

身体障害については、生活環境に記載のございますとおり、道路や歩道などのバリアフリーについての記述が多くなっています。

知的障害については、生活支援・福祉サービス分野においてグループホームの記載がほかの障害種別より多くなっているほか、障害のある子供の居場所の確保についての記載も多くなっております。

少し資料が戻りますが、3-①の資料に戻っていただきます。②親亡き後の生活への不安や、⑭今後必要だと思う障害施策の回答から、働く場の確保について不安に感じており、今後必要だと思う障害福祉施策にされています。

続きまして精神障害につきましては、3-①の資料の②、⑤、⑩、⑫、⑭の項目の設問において、経済面に関する回答の割合が、身体・知的より大きくなっています。

船橋市障害児者の状況についての説明は、以上でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。詳しく教えていただいたんですけど、ご質問ございますでしょうか。いろいろ特徴が出ていると思われるんですが。」

山田委員

「この障害者施策に関する計画をつくるにあたって、以前も恐らくアンケート調査が行われたと思います。それは大分前になるので、比較というのは難しいかもしれませんが、その前の調査と比べて今回の調査で有意な変化というようなものを、もし事務局のほうで把握していらっしゃるのであれば、お伺いしたいと思います。」

布施委員長

「事務局、よろしくお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「委員のおっしゃるとおり、前計画との比較というのは、非常に重要な部分だと思います。その中で、まず今回の第4次に関して重要視されているところの中では、個々の障害者施策もそうですけれども、周囲の理解ということも大切だということ、障害福祉課では考えておりました。前期と今回の調査で、理解の度合いの変化を調べてみましたが、実は前期の計画に理解についての項目がなく、比較ができておりません。ほかの部分についての検証はまだ済んでおりませんので、そこがわかりましたら、またご報告させていただこうと思います。」

布施委員長

「ということで、よろしいでしょうか。」

山田委員

「ありがとうございます。では今回、その項目を入れていただいて、大変良かったと思います。ありがとうございました。」

布施委員長

「ほかにございますでしょうか。」

泉委員

「先ほど、4ページの資料の船橋市障害児者の状況というところでご説明があり

ました療育手帳所持者というのは、自治体判断というので、自治体でかなりばらつきがあるというようなことが県内の施設長会議で話題になることがあります。根拠法がないことが、やっぱり一番の問題かなとは思いますが、改めてこの療育手帳所持ということについて、若い親御さん、抵抗がある方は大変多い。そういった中で、持たなければサービスは受けられないよというようなことを、窓口でおっしゃることはないと思うんですが。その辺、本当にシビアな問題で、悩んでおられる。療育手帳を取るか取らないかで、悩むことがたくさんあるんですね。

そういった中で、手帳を持たないとサービスが受けられないということが、船橋市としては、そういうことを勧めてはいないと思うのですが、確認としてお尋ねしたいと思います。」

布施委員長

「事務局、どうでしょうか。」

事務局（療育支援課長）

「療育支援課では通常、放課後等デイサービスや児童発達支援等への給付を主に行っているところですが、その中で、通うために必要な通所受給者証の発行におきまして、療育手帳所持者、もしくは身体障害者の手帳所持者というのも、一つの勘案事項の項目に入っております。しかしながら、療育手帳がなければ給付の発行をしないということではございません。それ以外の療育に必要な材料、必要な所見等などがございましたら、発行できる手はずになっております。

それ以外のサービスについては、私ども所管しておりませんので細かくは言えませんが、療育の環境面につきましては、必要の有無ということが絶対条件ではございませんので、取ったほうがいいのか、取らないほうがいいのか、そういうことを行政として、療育支援課としてお示ししているところではございませんということを申し添えます。」

泉委員

「ありがとうございます。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。」

山田委員

「今の療育手帳所持のことですけれども、以前ご相談を受けた例で、中学校の特別支援学級に在籍しているお子さん、療育手帳を持っていらっしゃる。その方が判定を受けましたら、一生懸命療育を進めた結果、療育手帳は、現時点で取れないというふうに判断が出たと。しかしその方は今、中学校・特別支援学級で、そのあと高等部だけの特別支援学校に進むことを希望していられました。

しかし、その特別支援学校のほうは手帳が必要なんですね。そうしますと、せっかく一生懸命、特別支援でやってきたのに、手帳がなく、受験できないのではないかとということで、大変お悩みになったご相談でした。このようなことは、教育界ではどのようなになるのでしょうか。お教えいただけたら、ありがたいです。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。」

阿部義徳委員

「今、療育手帳のお話もあったのですが、特別支援学級で生活力をつけてほしいという学習カリキュラムを中心にやっています。そうなってくると、なかなか知的レベル的には境界のお子さんで、かなり生活力があるというお子さんは、そういうふうに今まで手帳を持っていた方も、途中から更新されないという実態があることは、こちらも把握しているところです。

今、お話にありました特別支援学校の入学に関してですけれども、県の入学、県の特別支援学校の規定の中に療育手帳取得ということがあります。もしくは、知的に遅れのあるという診断を持っている方。手帳だけではないんです。その診断を、お医者さんがそういう判断をした場合には、入学のほうを認めているということもあります。船橋市の特別支援学校は、特にその辺も十分に管理しながら進学をする、そのお医者さんの診断書があれば、入学をするということができるようにしております。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。今のことについて、何か事務局のほうで追加はありますでしょうか。ほかの質問ございませんでしょうか。」

清水委員

「難病の方の医療費の数字で、4,120 名の方が数字に出ていらっしゃるんでは

れども、抜粋のほうの資料 3-①と②の中で、難病の方の意識調査の部分で、どこにその難病の方たちの意見が出ているのか。身体の中に含まれているのか、難病の方の動き感というか、感じていらっしゃるところはどこなのか、教えていただければと思います。」

布施委員長

「わかりますでしょうか。」

事務局（計画係長）

「前回調査の中では、難病の方に対してという個別のアンケートは取っていないのが現状です。」

布施委員長

「他に質問がある方はいらっしゃいませんか。ほかにないようであれば次に進みます。」

議事④今後の計画策定委員会の進め方について

布施委員長

「それでは、議題の議事④に行きます。今後の計画策定委員会の進め方について、事務局よろしくお願いします。」

事務局（計画係長）

「資料 2 の 7 ページをご覧ください。6、計画の策定スケジュールについて説明させていただきます。

計画策定につきましては、本年度と来年度の 2 年間で行います。本日の会議が、令和元年度 11 月の第 1 回の計画策定委員会になります。委員会の回数につきましては、令和元年度が今回を含めて 3 回。11 月、12 月、2 月です。令和 2 年度につきましては 5 回。5 月、7 月、9 月、11 月、1 月の計 8 回を予定しており、時間をかけて検討していきたいと考えております。

同じ資料 2 の 2 ページをご覧ください。先程、計画の構成についてご説明しましたが、本計画の構成は総論と各論の 2 部構成で考えております。総論につきましては、本計画の全体的なお話。第 2 部の各論につきましては、7 つの章で構成しており、生活支援、保健・医療、教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等、雇用・就業、経済的自立の支援、生活環境、安全・安心、差別の解消・権利擁護の推進という章立てとなっております。

7 ページのスケジュールにお戻りください。第 2 回では、第 1 部の総論について議論いただき、第 3 回から第 6 回で 2 部の各論についてそれぞれ 1 つ、もしくは 2 つの章について議論していただく予定となっております。

なお、計画策定委員会に先立ちまして、庁内の各課でそれぞれの施策について検討する部会を開催し、前回の計画からの変更点などを踏まえて話し合いを行います。庁内の検討部会を経て事務局案として作成したものを、策定委員会に提出させていただいて、議論をしていただくという形になります。

第 7 回、来年の 11 月につきましては、全体の見直しを経て、令和 2 年度の 12 月にパブリック・コメントを実施し、本計画について市民の皆様からのご意見を募集する段取りとなります。そして翌 1 月に、最終回となります第 8 回の計画策定委員会においてパブリック・コメントを受けての見直しを行い、2 月に計画策定の予定となっております。

なお、本委員会の委員の皆様の中には、自立支援協議会の委員の方も多くいらっしゃいます。自立支援協議会と計画策定委員会の同日開催が可能な場合には、極力同日に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

策定委員会の開催月については、今現在このスケジュールで検討しておりますが、今後変更となる可能性もございます。現在はこちらのスケジュールで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。」

布施委員長

「ありがとうございます。いかがでしょうか。このたたき台というか、それはいつぐらいに皆様のお手元に届き、この会議に臨めますでしょうか。」

事務局（計画係長）

「もうすべての計画ができ上がっているわけではありません。章立てで考えておりますので、総論で 1 つ、あと各論で 7 つを実はぶつ切りで仕上げをしているところです。庁内の検討委員会も、ぶつ切りで行いますけれども、出来次第お送りしたいと思います。その会のテーマの会議開催の 2 週間前、もしくは 1 週間前にはお送りできればと思っております。よろしくお願いいたします。」

布施委員長

「皆さん、そのようなことですので。事前にお読みになって課題を持っていたきたいと思います。何かご質問等がありますか。」

山田委員

「先ほど、戻るかもしれないんですが、清水委員のご質問に関連してですが、この指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数という人数を見ますと、療育手帳所持者よりも多いくらい難病というのは、さまざまなものがあることはわかっておりますが、相当の数の方がいらっしゃる。ですけれども、今の事務局のご説明を聞くと、こちらの意識調査報告のほうでは、そちらのほうはこう、はっきりと何か私たちもわかる形でここにあらわれてきてはいないということがございますね。

ですから、今回の計画策定に当たっては、この難病の方々のご意見をどう反映できるのかということを、私たち委員がよく心にとめて策定する必要があるかなと思います。オストメイトの普及とか、いろんなことがございます。条件整備に関してもご希望がある、必要があると思いますので、その辺を事務局も私どもも、心にとめて策定できたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。」

布施委員長

「貴重なご意見ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、本日の議事はこれで終わることになります。」

事務局からの連絡

布施委員長

「事務局から事務連絡をお願いいたします。」

事務局（計画係長）

「次の開催についてでございます。次の開催については、12月26日木曜日、10時からの開催を予定しております。正式な通知と議題につきましては、後日皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これを持ちまして本日の会議は終了させていただきます。」

布施委員長

「ご協力ありがとうございました。」

(以上)